

## 伊賀市多文化共生指針(中間案)パブリックコメント等一覧(意見・回答) 応募数:6人及び1団体、計30件

寄せられたご意見等とご意見等に対する市の考え方は下記のとおりです。

番号	頁 箇所	意見等(原文)	左記に対する回答	記載 変更
1	1頁	<p>「外国人住民」「外国にルーツを持つ人々」とあるが、「外国にルーツを持つ」の注釈が「日本語国籍を持っているが...」となっている。指針における「外国人住民」とは説明が必要だと思う。</p> <p>例えば、大阪市多文化共生指針では、以下のような説明がある。このように指針内で使用する「外国人住民」の呼称に含まれる人の定義が必要に感じる。</p> <p>* 本指針では、住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」「外国につながる児童生徒」という呼称を使用している。</p>	<p>この部分では、国籍が外国である人だけでなく、外国につながる背景を持った人も含めていることを表現しようとしたものです。より広義的な表現とするため、ご指摘のとおり「外国にルーツを持つ人々」の表現を「<u>外国につながる人々</u>」に変更します。</p>	○
2	1頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入した外国人に日本文化を紹介する資料を配る。</li> <li>・情報不足でやってはいけないことをしてしまう。(例えば、靴を脱がずに土足禁止の場所に入る、自転車で2人乗り、3人乗り、夕ツアーを隠さずプールなどに行くなど)</li> </ul>	<p>戸籍住民課では、転入時初めて日本に住む外国人や日本の生活に不安がある外国人住民に対して、生活オリエンテーションシートを渡し、市民生活課窓口を案内しています。市民生活課では、生活ガイドブックの説明や、個別の質問に対して相談を受け付けています。今後も継続した情報提供等に努めます。</p>	-

番号	頁 箇所	意見等(原文)	左記に対する回答	記載 変更
3	6頁	<p>小中学生を中心とした外国にルーツをもつ子どもたちの学習支援など とあるが、1 ページの注釈によると「日本国籍を持っている子どもで家族が外国出身者である」と捉えられるのではと疑問に思う。この学習支援は国籍を問わず外国につながる子どもが対象だと思う。</p>	「No.1」と同じ	○
4	7頁	<p>伊賀市外国人住民アンケート調査では、地域の自治会組織を知らない外国人住民は約60%。これは驚きました。地域との関わりが希薄な傾向にあるのはうなずけます。地域の一員になることには抵抗があると思われますが、一員として入る入らないを別にして、交流の場を計画し提供することが必要ではないかと思えます。</p>	外国人住民が地域社会の一員として様々な活動に積極的に参画し、貢献できるように日本語学習の支援や地域の受け入れ体制について今後どのように進めていくかについては、今後策定する多文化共生推進プラン(以下、「推進プラン」という)において検討します。	-
5	7頁	<p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀市の若者人口が減る理由として、子ども達の興味を惹く学科のある高等教育機関がない。興味のある高等教育機関を選ぶことによって、市外・県外に行き、伊賀市よりも魅力を感じ、帰ってこない。</li> </ul> <p>③について</p> <p>不動産や建設業者から家を買ったり、建てる場所(地域)の自治会やゴミの捨て方などルールを説明した上で契約を結ぶ必要がある。(地区市民センターや避難時の場所)時々自治会に興味がないと言われるが、それは違って情報が無いから加入しない人が多い。60%も知らない。(これは多すぎる)</p>	<p>②推進プランで検討します</p> <p>③「No.2」と同じ</p>	-

番号	頁 箇所	意見等(原文)	左記に対する回答	記載 変更
6	9頁 ii) 仕事と住 環境	住宅購入者が増加し、文化の違いによるトラブルの発生は難しい問題だと思いますが、国籍や文化の違いを認め合うためにも交流は大切。子供たちも大人も含めた交流の場、井戸端会議、なんでも話せる、相談出来る場、居場所が必要。	「No.4」と同じ	-
7	10頁 ⑤ 医療、保 険、福祉に 関する課題	日本語が出来ないことから、サービスについての意思の疎通が図れない場合がある。サービスが同じように受けられるために、滞日の初期の段階で社会保証に加入出来るよう計らって戴けるようお願いいたします。	行政課題として参考にさせていただきます。	-
8	10頁 ⑥ 教育に 関する課題	保護者は母国語を話し、子供は学校の日本語の授業についていけず、学力が劣ったり、いじめを受ける事もあり、学校生活でも取り残されることが考えられます。日本語の学びや進学のための支援が必要です。 これを乗り越えていけた子供たちは、複数の言語を話せることになり、社会に貢献出来る強みともなっていくのでしよう。	教育に関する課題は、言語の習得はもちろんのこと子どもを取り巻く環境にも大きく影響されるものと認識しています。引き続き、学習支援の在り方等について推進プランで検討します。	-

番号	頁 箇所	意見等(原文)	左記に対する回答	記載 変更
9	10頁 ⑥教育に関する課題	<p>現在、伊賀市外国人児童生徒日本語指導コーディネーターとして、各地の小学校や中学校を訪問し、アドバイス・研修を行っています。</p> <p>伊賀市は日本の他の地域と比べ、高校進学率も高く、外国につながる子どもたちへのサポートは結果的に上手くいっている印象があります。しかし、伊賀市独自の日本語教育・教科学習支援のシステムが確立されているかといえば、疑問の余地があります。「伊賀市多文化共生キャリア教育センター(仮称)」のような組織を作り、幼少期から青年期まで長期的な視点で、子どもの学びと仕事をサポートできるセクションの創設を望みます。日本語教育関係者・心理カウンセラー・キャリアコンサルタント・外国人をサポートしている NPO・行政・教育委員会などが構成メンバー。公的な予算措置に加え、外国人を雇用する企業にも広く呼びかけ、運営資金を広く浅く募り、持続可能で斬新な運営スタイルを模索しては、いかがでしょうか？</p> <p>学齢期を越えて(16歳以上)来日し、どこにも日本語を学ぶ場所がない・義務教育の内容を学ぶことができないケースがあるのも課題です。[これは全国的な課題: 夜間中学校設置に向け、三重県も施策展開中。]</p> <p>外部(国内の他の地域・外国につながる子どもたちがつながる海外諸国)に向けた伊賀市の教育の発信も重要です。</p> <p>⇒ 「結果的に、住んでもらうまちづくり」から「積極的に選びたくなるまちづくり」へ</p>	「No.8」と同じ	-
10	10頁 ⑥教育に関する課題	<p>すべての学校に日本語教科のための時間を設ける必要がある。初期適応教室は、もっと広める必要がある。みんなに使ってもらう必要がある。ネイティブの子どもたちと同じ日本語力に達するのは難しいからです。</p> <p>家庭内で日本語を使っても流暢に話す人がいないので、間違っただま覚えてしまう。</p>	「No.8」と同じ	-

番号	頁 箇所	意見等(原文)	左記に対する回答	記載 変更
11	11頁 ⑦防災・災害 及び防犯に 関する課題	受け入れ側である多数派の日本人住民に対して「やさしい日本語」を普及させる具体的な取り組みが必要です。 自治協議会の研修会で「防災におけるやさしい日本語(仮題)」を取り入れては、いかがでしょうか？ やさしい日本語の普及活動を行っている私、講師を務めたいと思います。「やさしい日本語」は日常でのコミュニケーションにも役立ちます。	多言語での対応のほか、だれもが「やさしい日本語」を心がければ、よりコミュニケーションの対象者の幅も広がると考えています。	-
12	12頁 あるべき姿	伊賀市がめざす多文化共生社会のあるべき姿の2つ目、「国籍や文化背景に関係なく」ではなく、国籍や文化背景などの違いを理由として社会的不利益を被ることがなく、一人ひとりが個人として尊重され、地域において相互に対等な関係になっているといったことが、多文化共生社会だと思う。 4つ目の「ダイバーシティ社会」を具体的な伊賀市の言葉で明記してほしい。	◇ <u>すべての市民が国籍や文化背景などの違いを理由として社会的不利益を被ることがなく、一人ひとりが個人として尊重され、地域において相互に対等な関係になっている。</u> に変更します。	○
13	(13頁) ①	・日本語の勉強。 ・年代、性別問わずディスカッションできる場を設ける。せめて一年に一度はあるといいと思います。できれば1ヵ月に1度がベストです。 ・日本人、外国人が集まれる場所づくり。 ・日本文化、外国文化を受け入れる。	具体的な取り組み等については、推進プランで検討します。	-
14	13頁 ①の施策例	④外国人住民や子どもが気軽に立ち寄れる居場所づくりとあるが、日本人住民と外国人住民が日常的に交流を持てるように考えるなら、「外国人住民に限らず、市民が気軽に立ち寄れる居場所づくり」が望ましいと思う。	「No.13」と同じ	-

番号	頁 箇所	意見等(原文)	左記に対する回答	記載 変更
15	13頁 ②生活基盤 の充実	<p>誰もが安心して暮らせるようそれぞれの分野が連携しサービスの充実に努めますとあるが、サービスを提供する際の配慮等の記載も希望する。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを提供する際は、言葉の壁や生活習慣等の違いに配慮する</li> <li>・外国につながる市民が行政サービスを実質的に利用することができるよう環境整備に努める</li> <li>・伊賀市の施策や事業の全てにわたり、常に外国人住民に対する視点を持ち、誰もが安全に安心して生活することができるようにする など</li> </ul> <p>また、医療や保健、福祉分野など様々な行政分野における「やさしい日本語」での情報提供や多言語対応の充実も必要である。</p>	「No.13」と同じ	-
16	13頁 ①②③	<p>第4章 ①から④の基本方針は素晴らしいです。その中でも</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①コミュニケーションによる多文化共生意識の情勢と社会参画の推進</li> <li>②生活基盤の充実</li> <li>③多文化共生の地域づくり</li> </ul> <p>これらの各項目が実施されて多文化共生が進み、多くの外国人が心満たされることを願っています。</p>	—	-

番号	頁 箇所	意見等(原文)	左記に対する回答	記載 変更
17	13頁 【施策例】 ①日本語学習機会の提供及び日本語教室の実施について	<p>現在、「伊賀日本語の会 1993年設立の日本語ボランティア」で活動をしています。国の方針(日本語教育推進基本法や文化庁の姿勢など)として、各自治体が「地域日本語教育」に積極的に関わり「言語保障」することを呼びかけています。いつまでも、ボランティアで地域日本語教育を…というわけにはいかないと思います。</p> <p>日本各地に日本語ボランティアグループの活動メンバーが高齢化してきています。ボランティアの後継者不足問題も起きています。</p> <p>◆持続可能な公的日本語教育機関の設置をお願いします。ここの「ある／なし」が外国人住民に選ばれるか、どうかの判断基準になっていくと十分予測できます。意見1でも記載しましたが、運営資金は関係者が広く浅く負担する形を模索していけば良いと思います。その代わりに、日本語教育の品質を高くし、ニーズに応じていく。</p> <p>◆まず、スタートアップとして、日本語教育関係者が何人存在していて、何ができる方々なのかを把握 ⇒ 日本語教育関係者 人材バンク(仮称)から始め、設立に向けたアクションプランを練ってもよいでしょう。</p>	「No.13」と同じ	-

番号	頁 箇所	意見等(原文)	左記に対する回答	記載 変更
18	13頁 ②生活基盤 の充実	<p>外国人住民は、日本の生活習慣を理解する機会が圧倒的に不足しています。そこで、来日してから地域で住み始めるまでに、また、地域で住み始めた後にも日本の生活習慣を伝える機会を設けるため、「P13 ②生活基盤の充実」の中に日本の生活習慣を伝えるより具体的な施策内容として、以下の追記を提案します。</p> <p>隣近所の日本人住民と外国人住民が、生活トラブルなく「お互い静かに暮らせる関係」を「共存」と定義します。</p> <p>ゴミの分別を例に考えてみますと、入国審査や税関で説明は受けません。次に行政と接触する「市区町村の転入手続き」でも、ゴミの分別方法が掲載されたパンフレットを渡すだけのことが多いのも実態です。次に、自宅を借りる際、不動産会社はゴミの分別に関して十分な説明をしていません。</p> <p>つまり、ゴミの分別に関する説明をほとんど受けずに地域で住み始めた結果、外国人住民は悪気なく分別が出来ないわけです。一方で、日本人住民からすれば、悪気が無かろうと迷惑に感じます。</p> <p>これでは、お互いに不幸な状況となることが、来日時点で決まっていると言えます。</p> <p>また、地域の日本人住民と外国人住民が、交流していくためには、「共存」を築くことが大前提です。何故なら、「迷惑な隣人」とは、日本人同士であっても交流したくないのが当たり前だからです。「共存」とは、地域における多文化共生を推進していくための最低限必要になる土台と言えます。</p> <p>「共存」に至って、初めて「共生」に歩みを進められるのです。</p> <p>そこで、外国人住民に対して、日本の生活習慣を理解する機会をいかに確保していくのが、「共存」を築くためのポイントになります。</p>	「No.13」と同じ	-



<p>18 続き</p>	<p>13頁 ②生活基盤 の充実</p>	<p>例えば、静岡県磐田市では、「外国人情報窓口」を設置し、転入手続きの際に通訳者を交えて、日本の生活習慣を伝える時間を設けているそうです。</p> <p>また、不動産業者が物件を貸し出す際、日本の生活習慣について時間をかけて説明する必要があります。さらに、企業は、外国人住民の労働力の恩恵を受ける一方で、地域では、生活トラブルが増えやすくなります。そこで、外国人従業員が、日本の生活習慣を理解できるように、社員教育をする責任が雇用企業にあると言えます。</p> <p>外国人住民は、一度説明されただけでは、直ぐに母国と異なる生活習慣を理解できるとは限りません。やはり、何度も理解する機会を設けることで、初めて、日本の生活習慣を頭で理解しつつ実生活において、その行動を変えられるようになるはずで。</p> <p>さらに、2020年に改定された総務省「地域における多文化共生推進プラン(改訂)」では、「住宅入居後のオリエンテーションの実施」という項目において、「地域のルール等を外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、NPO等と連携して構築する」とあります。</p> <p>地域で住み始めるまでに伝えるだけでなく、地域で住み始めた後にも、企業などが定期的にオリエンテーションするなどして、外国人住民が日本の生活習慣を再確認していく機会を設けていく必要があります。</p> <p>従いまして、1. 転入時、日本の生活習慣を外国人住民に提供するため、「外国人情報窓口」のような生活習慣を伝える窓口を設置すること、2. その窓口で、通訳者を付けて日本の生活習慣を伝える時間を設けること、3. 不動産業者が、日本の生活習慣について説明する時間を十分に設けるよう依頼すること、4. 外国人従業員が、日本の生活習慣をしっかりと理解できるオリエンテーションを開催するように、外国人雇用企業へ依頼すること、5. 外国人雇用企業が、来日後1か月、半年などのスパンで、定期的に日本の生活習慣に関するオリエンテーションを、外国人従業員に対して実施するように依頼すること、という5点について、「P13 ②生活基盤の充実」の具体的な施策内容として追加することを提案します。</p>		
------------------	------------------------------	---	--	--

番号	頁 箇所	意見等(原文)	左記に対する回 答	記載 変更
19	14頁 ③	<p>外国人住民の社会参画と市政参画の促進に関して</p> <p>「外国人住民代表者円卓会議(仮称)」の設立、年に数回の会議を開催し、行政職員、地方議員、教育委員会などのメンバーも入り、ざっくばらんに直接、外国人住民の声を聞く機会を設ける。</p> <p>「No.13」と同じ</p>	「No.13」と同じ	-
20	14頁 ③多文化共生の地域づくり	<p>日本人住民と外国人住民の関係をつなぎながら、地域社会への参画を支援しつつ、双方が生活しやすいまちづくりに貢献するコーディネーターを、地域の実情が把握しやすい公民館の職員として配置することを提案します。</p> <p>本提案の背景は以下の通りです。</p> <p>外国人住民が地域に増えると、日本と母国の生活習慣の違いによる騒音やゴミの分別などの問題が起きて、日本人住民にとって「迷惑な隣人」になることがあります。しかし、日本人住民にはトラブルでも、外国人住民がトラブルと認識しないケースがある一方で、生活習慣の違いはすぐ直らない上に言葉も伝わらない場合、これらの問題解決には時間を要します。</p> <p>また、交流の場づくりは、多文化共生に興味のある同じ顔ぶれの住民や、地域外の住民ばかりが参加するだけで、同じ地域の住民交流になりにくい現実があります。結局、同じ地域の住民同士は、「見知らぬ隣人」のままになりがちです。</p> <p>さらに、外国人住民の中には、生活を営むことで精一杯な方もいて、時間的・言語的等の制約から、地域活動への自発的な参加が難しい現実もあります。</p> <p>そのため、意識醸成の事業、交流事業や地域社会への参画促進の事業は、結局、多文化共生に関心を持つ一部の層にしか効果がなく、互いの文化背景や多様性を認め合い、住みよさが実感できる多文化共生社会に至らないことが、日本の各地で見受けられます。</p> <p>つまり、外国人住民が、地域に住み始めたことで生じる、日本人住民にとっての生活環境の悪化を緩和し、両者が人間関係を築く機会をしっかりと設けて、外国人住民の受け入れを軟着陸させることが必要です。</p> <p>この観点が高けた場合、元からの日本人住民の不満が溜まり、双方が住みにくくなることで、外国人住民が定住しにくくなってしまいます。</p> <p>そもそも、外国人住民と一括りに表現できても、その実態は、経済状況、教育段階、在留資格等で多様な背景を持つため、一律</p>	「No.13」と同じ	

<p>20 続き</p>	<p>14頁 ③多文化共生の地域づくり</p>	<p>の施策がなかなか機能しません。そこで、住民同士の間を意識的につなぎ、地域の現状に根差した対応策を実行する第三者が、外国人住民のいる地域には必要です。これらの業務は、日頃から地域住民との関係を築ける場所で働いている、公民館の職員に適任であるため、その活用を提案します。</p> <p>公民館の職員が、双方の住民と信頼関係を築いてイベントなどに誘いつつ、日本人住民と外国人住民が交流しやすいイベントプログラムを考案すれば、両者の交流が促進されて、「見知らぬ隣人」から「顔見知り」になっていきます。「顔見知り」になれば、「お互いに協力する関係」である「共生」を築くことが可能になります。</p> <p>例えば、人口約4,700人の内、その半分を超える約2,700人が外国人になった埼玉県川口市の芝園団地では、学生ボランティア団体「芝園かけはしプロジェクト」が、双方の住民と信頼関係を築いて、上述のような役割を一部担っています。</p> <p>また、三重県四日市市では、外国人住民の集住する笹川地区を「多文化共生モデル地区」に位置付けて笹川団地の敷地内に多文化共生サロンを設置し、多文化共生モデル地区担当コーディネーターを2名配置。地域の現状や課題の迅速な把握に努めつつ、日本人住民と外国人住民の日常的な交流の取り組みを進めています。</p> <p>一方で、川口市の事例は、ボランティア活動のため、個人の事情に左右されて、安定した活動に限界があることも分かっています。また、様々な地域にコーディネーターを新規配置するのは、予算的に難しいものと考えます。</p> <p>そこで、公民館の職員がコーディネーターになれば、個人の事情に左右されない業務としての安定的な活動が可能になります。また、既存施設と職員の方々を活用することで、新規予算の投入が最小限に抑えられます。</p> <p>ただ、公民館の職員が、これらの業務に精通するため、コーディネーター育成研修を実施することが必要です。</p> <p>さらに、全ての公民館において、これらの取り組みを一斉に始めることは難しいものと考えます。そこで、外国人住民が多く住んでいる地域について、「多文化共生モデル地区」に設定したうえで、その地区の公民館を中心にしながら、試験的に多文化共生の地域づくりを推進する取り組みを、開始することが望ましいものと考えます。</p> <p>そして、公民館の職員の統括責任者として、人権生活環境部市民生活課や伊賀市国際交流協会の方々が、横断的な視点での情報共有や研修等を実施することで、公民館の職員が各地域に根差して活動する縦の取り組みと、市全体に効果が波及する横の取り組みが合わさって、結び目の固い多文化共生の施策を展開できると考えます。</p> <p>従いまして、1. 外国人住民が多く住んでいる地域を「多文化共生モデル地区」に設定、2. 地域社会における交流促進の場として、公民館の活用を明示、3. コーディネーターとして公民館の職員の活用を明示、4. コーディネーター機能(双方の住民関係をつなぐ)の明示、5. これら施策の評価方法の明示、6. コーディネーター育成研修の実施を明示、という6点について、「P14 ③多文化共生の地域づくり」の具体的な施策内容として追加することを提案します。</p>		
------------------	-----------------------------	--	--	--

番号	頁 箇所	意見等(原文)	左記に対する回答	記載 変更
21	14頁 ④	<p>④推進体制の整備とグローバル化への対応</p> <p>【施策例】</p> <p>②高度人材の活用及び育成に「公務員への採用」を希望する。</p>	<p>公務員への採用については、外国籍を理由に受験できないものもありますが、当市の職員採用試験は受験可能です。</p>	-
22	総論	<p>多文化共生を伊賀市の貴重なチャンスと認識し、多様性による豊かさを実感できるまちとするため、この提言を最終案に反映して下さるよう要望します。</p> <p>1.【多文化共生先進都市にふさわしい基本理念】1990年代初頭から本格的な外国人住民受け入れを始めた先進都市として、「差別解消」「受容・包摂」「共生」はもちろん、「多文化を伊賀市の強みにする」「多文化を起点とした新しい文化を伊賀市から創る」ところまで目指した基本理念を検討する。</p> <p>[補足]1.【多文化共生先進都市にふさわしい基本理念】「中間案」12ページ。「あるべき姿」が中長期的ビジョンだとすると、伊賀市の目指す到達点としては、他都市と変わりのない平凡な目標に見えてしまいます。1990年代初頭から外国人住民を本格的に受け入れてきた都市として、また人権政策への取り組みで実績のある都市として、多文化共生において国内他都市をリードするような目標であってしかるべきかと考えます。外国人住民にも「選ばれる伊賀市」であることが、人口・産業振興からも伊賀市の将来にとって重要なことだろうと考えます。</p>	<p>「伊賀市総合計画」の中では、多文化共生施策の協働によるめざすべき姿を『国籍や文化の違いを認め、共生する』としています。</p> <p>この理念をもとにSDGsやダイバーシティ社会の考え方を取り入れるとともに、市民の意識の到達目標を示すため、多文化共生指針の基本理念を設定しています。</p> <p>SDGsの目標設定として2030年のあるべき姿をイメージしたものとなっています。</p>	-

番号	頁 箇所	意見等(原文)	左記に対する回答	記載 変更
23	総論	<p>2.【基本理念・基本方針等の再構成】基本理念・目標・あるべき姿・基本方針・SDGsの関連性をわかりやすく、再構成する。</p> <p>〔補足〕</p> <p>2.【基本理念・基本方針等の再構成】「中間案」12～14 ページ。「基本理念」「目標」「あるべき姿」「SDGs」「基本方針」が示されているのですが、それぞれの関連性や前章までの課題認識とのつながりが読み取りにくくなっています。「ミッション(最終的に行き着きたい長期的な目標)」「ビジョン(中長期的に達成したい具体的な到達点)」「バリュー(ミッション達成のための行動指針)」で整理すると、「基本理念=ミッション」「あるべき姿=ビジョン」「目標=バリュー」ということになるのでしょうか。前章までの課題認識から、これらの概念にどう結びついてくるのか理解しにくくなっているように思われます。「基本方針」は「あるべき姿」の個別施策への展開を表しているのでしょうか。「4 推進体制の整備とグローバル化への対応」については、第3章までに関連記述がないところに唐突に登場した感があります。</p>	<p>基本理念と基本方針については、総務省(2020)の「地域における多文化共生推進プラン(改訂)」に記載されている社会経済情勢の変化等を踏まえた地域における課題に対して、オール伊賀市で取り組むべきことを基本に設定しています。</p>	-
24	総論	<p>3.【あるべき姿実現の期限】「あるべき姿」を実現するおよその期限を「指針」の中で示し、「多文化共生推進プラン」は「指針」の示す期限内に、市民・住民自治協議会・各種団体・企業・行政がそれぞれの専門性と役割に応じて分担・連携しながら目標達成する計画とする。</p> <p>〔補足〕</p> <p>3.【あるべき姿実現の期限】「総合計画」その他の行政計画と整合性をとり、達成のスケジュールを決めて、指針に明記するべきだと考えます。指針の中で達成すべき重要要素(到達点および到達時期)を決定しておかないと、続く具体的プランの策定段階で、達成が容易なようにスケジュールが組まれてしまう可能性が残ります。</p>	<p>「No.22」と同じ</p>	-

番号	頁 箇所	意見等(原文)	左記に対する回答	記載 変更
25	総論	<p>4.【多文化共生の必要性を端的に示す】行政・地域・日本人住民・外国人住民といった関係者間で多文化共生の重要性についての合意を形成するため、「多文化共生がなぜ必要なのか」を、現状、その必要性を感じていない人にも理解させられるような説明を端的にまとめて記述する。</p> <p>[補足]</p> <p>4.【多文化共生の必要性を端的に示す】多数を占めている日本人住民の理解と協力なしに多文化共生のための政策は効果的に進んでいきません。多文化共生の意義を前向きかつ簡明に理解する記述を、共通理解として盛り込むことが必要だと考えます。</p>	<p>「総合計画(第3次基本計画)」の「ひと・まち・しごと創生の視点」の中に、「外国人が多いことは伊賀市の特性の一つであり、外国人が住みやすいまちは、日本人にとっても住みやすいまちであることを情報発信し、あらゆる人々が地域で交流できる魅力ある多文化共生社会をめざします」との記載があり、推進プラン策定の際に、明記します。</p>	-
26	総論	<p>5.【外国人への差別・人権侵害の実態確認】「はじめに」で「人種差別撤廃条約」について言及する。「今後の課題」の中で、外国人への差別・人権侵害の実態に言及し、基本方針に実態に応じた方向性を示す。</p> <p>[補足]</p> <p>5.【外国人への差別・人権侵害の実態確認】国レベルではいわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が制定されたあとも、外国人に対する差別や人権侵害、またはそれを助長する言動が後を絶ちません。市内の外国人住民が、差別や人権侵害を受けている実態はないのでしょうか。「人種差別撤廃条約」の差別の定義に立ち返って課題として検証したうえ、必要に応じて差別解消への施策や差別的取り扱いを受けた場合の相談窓口や勧告・紛争解決を盛り込んだ差別解消のための仕組みを盛り込むことも必要と考えます。</p>	<p>市では「人権尊重都市宣言」や「部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する条例」を制定するほか「人権施策総合計画」を策定し差別解消に取り組んでいます。</p>	-

番号	頁 箇所	意見等(原文)	左記に対する回答	記載 変更
27	総論	<p>6.【外国ルーツがハンデにならない教育環境】初期適応教育の充実、漏れのない日本語教育など日本の生活や教育環境になじめる政策、および外国ルーツの子どもたちが高等教育を含めて将来を選択できる環境整備を課題に盛り込む。</p> <p>〔補足〕</p> <p>6. 【外国ルーツがハンデにならない教育環境】「中間案」10 ページ。初期適応教育や日本語教育の成否が、その後の社会への適応に大きな 影響を及ぼします。また経済的な格差によって、あるいは高等教育に対する親世代の認識の違いによって、能力や意欲があるのに高等教育をあきらめるケースがあるのではないかと思います。教育水準の違いがその後の就職や経済的自立に大きく影響し、外国ルーツ住民の格差や貧困が地域の社会問題に発展することのないよう、年齢の低いうちから教育環境を整える必要があると考えます。</p>	「No.13」と同じ	-
28	総論	<p>7.【外国人住民を意識した保健政策の必要性検討】食習慣や体質の違いにより、日本人住民とは異なる慢性的な病気になりやすいことも考えられるため、健康診断での早期発見のあり方や外国人住民を意識した保健政策の必要性を検討に着手することを課題に盛り込む。</p> <p>〔補足〕</p> <p>7.【外国人住民を意識した保健政策の必要性検討】住民のウェルビーイング向上と行政の保健コスト削減の要請から、近い将来、外国人住民の生活習慣病予防への取り組みが必要になる時期が来ると考えられます。食習慣や体質の違いによりかかりやすい病気に特徴があったり、民族的特徴により健康とされる数値のレベルに違いがある場合もあったりするため、健診や保健指導データを蓄積/検証しつつ、外国人住民を意識した保健施策を検討する必要が出てくるものと考えます。</p>	「No.13」と同じ	-

番号	頁 箇所	意見等(原文)	左記に対する回答	記載 変更
29	総論	<p>【指針の基本理念、基本方針等の再構成】</p> <p>基本理念…どのような伊賀市を目指すのか</p> <p>互いの文化背景や多様性を認め合い住みよさが実感でき、ともに新たな価値を創造する社会の実現。</p> <p>あるべき姿…どのようなまちの風景を目指すのか</p> <p>○多様な文化的背景を持つ人が集まることで、地域の成長に繋がっている(社会)</p> <p>○誰もが日常的に会話や交流ができ、地域において互いに助け合える関係になっている(ひと)</p> <p>○外国人住民が安心して住み続けられる環境が整備されている(くらし)</p> <p>基本方針…どのような取り組みを進めるのか</p> <p>(1)多様な文化的背景を持つ人が集まることで、地域の成長に繋がっている(社会)</p> <p>1 外国人住民の社会参画と市政参画の促進</p> <p>2 多様性を活かした地域づくり</p> <p>3 不当な差別的取扱いへの対応</p> <p>4 高度人材の活用及び育成 など</p> <p>(2)誰もが日常的に会話や交流ができ、地域において互いに助け合える関係になっている(ひと)</p> <p>1 日本語学習機会の提供及び日本語教室の実施</p> <p>2 国籍や言語を超えてコミュニケーションできるイベント等の実施</p> <p>3 日本文化及び多様な文化を受け入れる意識の醸成</p> <p>4 外国人住民や子どもが気軽に立ち寄れる居場所づくり など</p>	<p>地域で異文化交流や協働が進めば、多様な価値観の発見や新たな文化の創出なども期待できます。</p> <p>多文化共生社会の理解が進み、それぞれの市民が活躍できる将来像として基本理念を示すことが必要と考えています。</p> <p>『互いの文化背景や多様性を認め合い、住みよさが実感できる多文化共生社会の実現』については『互いの文化背景や多様性を認め合い住みよさが実感でき、<u>ともに新たな価値を創造する社会の実現</u>』に変更します。</p> <p>『伊賀市がめざす多文化共生社会のあるべき姿』を『伊賀市の多文化共生のあるべき姿』に変更します。</p> <p>基本方針については、「No.23」と同じ</p>	○



<p>29 続き</p>	<p>総論</p>	<p>(3)外国人住民が安心して住み続けられる環境が整備されている(くらし)</p> <p>1 外国人住民が相談や情報を得られる場の提供</p> <p>2 災害・新型コロナウイルス感染症等、感染症拡大時に備えた外国人住民との 協働による体制の整備(地域や事業所、外国人住民と連携した災害時、緊急時 の対応方法の確立など)</p> <p>3 生活基盤(居住、教育、労働、医療・保健・福祉、防災・交通・防犯等)に係る連携 など</p> <p>推進方針・体制…</p> <p>どのような方針・体制ですめるのか</p> <p>(1)推進方針</p> <p>1 伊賀市がめざす多文化共生の将来像に向かって多様な文化的背景の住民が、互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づく、差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を一緒に築いていきます。</p> <p>2「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念である「誰一人取り残さない」、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現の視点とともに市民、住民自治協議会、各種団体、企業、行政などオール伊賀市で取り組みます。</p> <p>(2)推進体制 基本方針の目標を達成するには、市民、住民自治協議会、各種団体、企業、行政がともに連携し、推進していかなければなりません。互いの社会的役割、組織の強み、特性を活かした協力体制のもと、施策を推進していきます。</p>	<p>推進方針・体制について「No.23」と同じ</p>	
------------------	-----------	--	------------------------------	--

番号	頁 箇所	意見等(原文)	左記に対する回答	記載 変更
30	総論	<p>ともに生きるまちづくり 多文化をまちの成長につなげよう</p> <p>伊賀市は 1990 年代初頭から南米系を中心とする外国人住民を数多く受け入れてきました。その後、国籍の多様化が進み、現在、市内には 40 か国以上の国籍や外国にルーツを持つ人々が暮らし、一時的な出稼ぎや実習だけではなく、永住・定住する人も増えています。今では、市民の 6.3%、若い世代では 10%以上、地域によっては 20%近くが外国人という、県内でも外国人住民比率の高いまちとなり、日本人住民の高齢化が進むにつれて今後もその比率は高まっていくことが予想されます。(下線部要確認) 日本全体の人口が少子高齢化により減少していくこれからの時代、地域に活力を与え、生活を維持していくには、国籍にかかわらず地域で暮らす市民がともに力を合わせてまちづくりに参加していくことが必要となります。日本人と外国人が互いに交流せずに暮らす時代から、互いの文化を尊重し、差別や偏見がない環境のもとで、暮らしやすく心の通うまちをともにつくる時代へ。その過程で、伊賀市に「対話」「理解」「共生」「協働」を大事に思う文化や明快でバリアの低いコミュニケーションが育ち、国籍だけではなく、性別、世代、障がいの有無など、あらゆる「違い」を乗り越え、ひとりひとりが得意なところで力を発揮する方法を市民が自然と身につけていく。違いを認め合うことで、誰もが生きやすくなる。この経験が人口減少時代を伊賀市が生き抜く、大きな力になります。日本人と外国人の関りが増え、伊賀市が多様な人の集まりとなり、そこで起こる新しい出会いを求めて、外国人にかぎらずより多くの人々がこのまちを訪れるようになれば、それがまちのにぎわいにつながり、雇用につながります。市民にとっても、異なる文化を持つ人々との関りを通して、自分たちの生活や価値観を見直す機会が増え、新しい発見の機会が増えます。そうした経験が、さらに新しいイノベーションを生み出す原動力となり、市民やまちの成長につながっていくでしょう。多文化共生。それは外国人市民のためにだけ進めるものではありません。伊賀市が誰もが生きやすい、これからも住み続けられる、成長し続けるまちであるために、すべての人が力を発揮できるまちへ、市民みんなで取り組んでいきましょう。</p>	<p>第2章の現状と課題を市民が共有し、オール伊賀市で課題解決に取り組むことで、意識の醸成を図っていきます。「No.29」のとおり基本理念を変更し、課題解決だけでなく、すべての人が力を発揮でき誰もが生きやすく住み続けられる、成長し続けるまちをめざします。</p>	-